農地における営農型太陽光発電事業の実施（更新）について、以下のとおり協議します。

１　協議の期間

自　令和７年９月２日
至　令和７年９月８日

２　協議内容

営農型太陽光発電事業の更新を行う地区（清水地区）において、実施箇所が地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないか。

３　対象農地

地番	地目	面積
小沢字山崎１６７番地１	畑	１，５５３㎡
・上記面積のうち営農型発電設備（一時転用）の面積は５．８１㎡ ・前回の実施期間：令和５年１０月１３日から令和７年８月４日 ・更新後の実施期間：一時転用の許可日から３年間		

※該当箇所は別紙図面のとおり

４　意見書の提出

協議の期間中において、利害関係人は協議内容に対して意見を提出することができます。

（１）提出先

〒０３６－８５５１
弘前市大字上白銀町１－１　前川本館３階　農林部農政課

（２）提出方法

縦覧場所に備え付けの用紙又はこれに準じた様式により記入し、持参、

電子メール、郵便又はファックスにより提出して下さい。

FAX　０１７２－３２－３４３２

Eﾒｰﾙ　nousei@city.hirosaki.lg.jp

（３）提出期間

協議期間中又は、郵便の場合は縦覧最終日の消印まで有効。

（４）意見書提出に際しての注意事項

①　意見は電話ではお受けできません。

②　意見書は日本語で記入して下さい。

③　個人の場合には住所、氏名、職業、電話番号を、法人の場合には法人名、代表者名、事務所の所在地、電話番号を記載して下さい。

④　意見書の内容について公表することがあります。ただし、特定の人が識別し得る個人情報、財産権等を害するおそれがある等の場合は、該当する部分は除きます。

⑤　意見書に対して個別に回答は行なわず、意見の要旨やその処理結果は協議の場のとりまとめ結果を公表する際に、併せて掲示します。

⑥　意見書の提出は当該協議内容以外に対してはできません。

該当箇所
89
陸上自衛隊弘前駐屯地
300 m
地理院地図